

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料をA市役所で納付し、年金手帳に貼付されている国民年金保険料納付記録の確認欄に、確認印と確認年月日のゴム印を押してもらった。しかし、年金記録では、昭和 51 年 1 月 1 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失し、未加入期間とされ、当該期間の保険料を還付されたことになっているが、資格喪失届を提出したことも、還付金を受け取ったことも無い。

また、申立期間②について、昭和 51 年 1 月にB市役所（当時）で転入届と国民年金の住所変更手続きを行い、国民年金保険料を納付して以降、夫の転勤に伴い、2、3年ごとに転居するたびに、各地の市役所で転入届と国民年金の住所変更手続きを行っており、保険料も納付していたのに、未加入期間で未納となっていることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によれば、昭和 62 年 7 月 16 日に当該期間に係る国民年金保険料の還付決議が行われているものの、還付請求書を受け付けた記録及び還付が行われた記録は無い上、C社会保険事務所（当時）が保管している還付整理簿においても、申立人の当該期間に係る還付金が還付された記録は無く、同還付決議日から 20 年以上経過した現在まで還付が行われていないことが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人の国民年金被保険者資格が昭和

51年1月1日付けで喪失されていることが確認できるが、この点について、D事務センターでは、「昭和62年3月11日にC社会保険事務所で入力された可能性が非常に高いと思われる。入力の根拠となった届書等は保存期限を経過しているため確認できないが、オンラインの過誤納記録から、62年当時、資格喪失届が提出されたものと思われる。」としているところ、i) 申立人には当該資格喪失届を提出した記憶が無いこと、ii) 申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）に当該資格喪失の記録が無いこと、iii) 62年3月11日時点において、51年1月1日に遡及して資格喪失となる事由が見受けられないことから、当該資格喪失届が62年3月頃に提出されたとは考え難い。

一方、申立期間②について、申立人は「国民年金の住所変更手続後、自宅に納付書が届いて、各市役所で国民年金保険料を納付した。」としているが、i) 申立人が所持する年金手帳の住所欄には、A市の次にE市の住所が記載されているものの、申立期間②の期間中、申立人が転居したとするB市、F市及びG市の住所が記載されていないこと、ii) 申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の住所変更欄に記載されているB市及びF市の住所の後ろに職権で住所変更の記載を行ったことが推認されるゴム印が押されていること、iii) H事務センターが保管している被保険者台帳管理簿の申立人に係る国民年金手帳記号番号の異動状況欄を確認したところ、申立人の国民年金の住所について、53年4月11日にB市において確認後、56年12月25日にI社会保険事務所（当時）が職権でF市に変更するまでの間、所在がつかめていなかった事実をそれぞれ確認していたことが推認できること、iv) G市の住所は、オンライン記録、年金手帳、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び被保険者台帳管理簿のいずれにも記載がないことなどから、申立人が申立期間②当時、国民年金の住所変更の手続を行っていなかった可能性を否定できず、このため、行政側においても申立人の所在を把握できなかった期間があったものと推認され、国民年金保険料の納付書が、毎年、滞りなく送付されていなかった可能性が考えられる。

また、申立人がF市に転居後、しばらくしてから自宅に転送されたB市の国民年金保険料納付書（封筒の消印から昭和56年5月頃に転送されたものと推認される。）をF市役所へ持参した際、市役所職員から「この納付書では納められない。」として、その場でF市の納付書を作成してもらい一年分まとめて納付したとしているところ、F市は「転入者が国民年金加入者であった場合は、年金手帳を持参してもらい、年金手帳にF市の住所及び住民日を記載し、年金手帳に記載された国民年金の記録を届書に転記し、前住地での国民年金保険料納付の確認を前住地の年金担当へ電話で行っていた。」としていることから、F市では、同市への転入手続時におい

て、国民年金保険料の未納が確認された場合、納付書を発行していたと考えられる上、申立人は、転送されたB市の納付書をF市役所へ持参した際、その場でF市の納付書を作成してもらったとしているが、上記のとおり、I社会保険事務所が職権により申立人がF市へ転入していた事実を56年12月25日に確認していたことが推認できることから、それまでに納付書が発行されたとは考えにくい。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、昭和53年度から55年度にかけて、各年度経過後に過年度納付書が発送されたことがうかがえる記載があることから、当該年度に係る現年度の国民年金保険料が未納であったと考えられる上、申立人は、保険料の納付について、市役所内の納付場所、納付時期、納付金額及び納付方法等の記憶が曖昧であるほか、申立期間②は、10年と長期間であり、その間に申立人の転居に伴い、4つの市が申立人の国民年金に係る事務処理を行ったにもかかわらず、複数の市において誤った事務処理が行われたとは考え難い。

加えて、申立期間②において、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年12月1日から11年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年12月1日から18年12月1日までの期間及び19年1月1日から21年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額について、15年12月から17年8月までは11万8,000円、同年9月から18年11月までは11万円、19年1月から21年1月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間のうち、平成21年2月1日から22年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間及び21年4月から同年6月までの期間において、標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から22年6月1日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際に支払われていた給与より低い額となっていることが分かった。申立期間においては、標準報酬月額26万円に相当する厚生年金保険料を控除されていたので、私の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、原則として、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成10年12月1日から21年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を適用し（ただし、当該期間であっても、事業主から正しい届出が行われたものの、社会保険事務所（当時）の処理に合理的な理由が見当たらない期間については厚生年金保険法を適用）、同年2月1日から22年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成10年12月1日から11年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたものの、同年4月15日付けで10年12月1日に遡って9万2,000円に引き下げられ、定時決定が行われた11年10月1日まで9万2,000円のまま継続していることが確認できる。

しかし、当該標準報酬月額の引下げについて、A社の事業主は、「平成10年11月か12月頃、売上不振のため、社会保険事務所に厚生年金保険をやめたいと申し出たところ、当時の担当課長から、最低額で掛ける方法があるからと勧められ、最低額で継続することにした。申立人には、給与を下げる旨提案したが、反対されたので、給与は下げず、厚生年金保険料だけを下げた。」と回答しているところ、年金事務所は、「当時の担当課長は事業主が記憶している者と同じ者であるが、当該課長は既に退職しており、当時の徴収関係職員に聴取しても、標準報酬月額の引下げに係る状況は不明である。また、平成10年頃、当該事業所に保険料の滞納があったかどうかについては資料が無く確認できない。」としているものの、平成13年度不納欠損整理簿によると、少なくとも11年度発生分の延滞金（元本所属年度は不明）が不納欠損処理されていることが確認できる上、オンライン記録によると、当該事業所における申立人以外の当時の全被保険者3人（事業主を含む。）について、申立人と同様にそれぞれの標準報酬月額が、平成11年4月15日付けで10年12月1日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該遡及訂正処理は、事実即したものと

は考え難く、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た報酬月額に相当する 26 万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成 15 年 12 月 1 日から 18 年 12 月 1 日までの期間及び 19 年 1 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額は、申立人から提出された平成 19 年 2 月分から 21 年 1 月分までの給料支払明細書、申立人の平成 17 年度から 22 年度まで（平成 16 年分から 21 年分まで）の町県民税課税台帳記載事項証明書及び事業主の回答により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び実際の給与支払額から、15 年 12 月から 17 年 8 月までは 11 万 8,000 円、同年 9 月から 18 年 11 月までは 11 万円、19 年 1 月から 21 年 1 月までは 24 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「届け出た報酬月額により決定された標準報酬月額に見合う保険料を納付していた。」と回答しているところ、平成 16 年 9 月、17 年 9 月、18 年 9 月、20 年 9 月及び 21 年 9 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の写しにより、事業主は、申立人の報酬月額について標準報酬月額 9 万 8,000 円に相当する額を届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成 21 年 2 月 1 日から 22 年 6 月 1 日までの期間については、オンライン記録によると、当該期間に係る申立人の標準報酬月額は、9 万 8,000 円と記録されているものの、申立人から提出された当該期間に係る給料支払明細書、申立人の平成 22 年度及び 23 年度（平成 21 年分及び 22 年分）町県民税課税台帳記載事項証明書並びに前述の事業主の回答によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 21 年 4 月から同年 6 月までの期間は標準報酬月額 24 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたものと推認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を 24 万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成11年10月1日から15年12月1日までの期間については、当該期間に係る給与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料並びに遡及訂正後の社会保険事務所の関与を確認できる資料が見当たらない。

また、前述のとおり、事業主は、「申立人については、給与は下げず、厚生年金保険料だけを下げた。」と回答している上、申立人から提出された平成21年12月分から22年5月分までの給料支払明細書、申立人の平成23年度（平成22年分）町県民税課税台帳記載事項証明書並びに申立人及び事業主の証言により、A社において、当月分の給与が翌月に支払われ、当月分の厚生年金保険料が翌月に控除されていたことが推認できるところ、申立人の17年度から19年度まで（平成16年分から18年分まで）の町県民税課税台帳記載事項証明書により、当該期間の後の15年12月から18年11月までの期間における保険料控除額は、申立人の主張する標準報酬月額26万円に基づく保険料額より低い額となっていることが推認できることを踏まえると、11年10月1日から15年12月1日までの期間における保険料控除額も、申立人の主張する標準報酬月額26万円に基づく保険料額よりも低い額であった状況がうかがえる。

また、平成18年12月1日から19年1月1日までの期間については、申立人の平成20年度（平成19年分）町県民税課税台帳記載事項証明書に記載されている給与収入額及び社会保険料控除額からは、18年12月分の給与が支払われ、厚生年金保険料が控除されたことが推認できない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成11年10月1日から15年12月1日までの期間及び18年12月1日から19年1月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 長崎厚生年金 事案 1275 (事案 597 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月から55年9月まで  
② 昭和55年11月3日から56年11月10日まで

私は、申立期間①において、A社B事業所でC地区のD工事に、申立期間②において、同社E出張所でF工事にそれぞれ出稼ぎとして勤務していたが、厚生年金保険の記録が確認できないことから、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、前回、年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、インターネットの情報によると、私が工事を担当したC地区のD工事は昭和56年に竣工となっていることから、私が記憶する勤務期間と合致しており、その約1か月後からA社E出張所に勤務していたことも間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の申立期間当時の事業主及びD工事の事務所に勤務していたとする者の証言から、申立期間①は、既に同工事が終了していた時期であったと推認される上、昭和48年10月18日から49年3月22日までの期間に係る同社B事業所における記録と推認される申立人の雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人は、同社B事業所に勤務していた時期を誤認している可能性があること、ii) 雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間②において同社E出張所に勤務していたことが確認できるものの、申立期間当時の同社の事業主、D工事の事業所で出稼ぎの人の採用を担当していたとする者及び申立人が覚えている同僚の証言から、申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員

員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえること、iii) 申立人及びその妻は、申立期間において国民年金及び国民健康保険に加入していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 6 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「インターネットの情報によると、C地区のD工事は、昭和 56 年に竣工したこととなっているので、私が 54 年 5 月から 55 年 9 月まで勤務していた記憶と合致する。」と主張しているところ、申立期間当時のA社の事業主は、「C地区のD工事は、F社の下請けとして工事を行っていた。」と述べていることから、F社G支店に確認したところ、同社G支店は、「C地区のD工事における当社の工期は、昭和 46 年 1 月 1 日から 49 年 5 月 1 日までとなっている。」としている上、H社I本部は、「C地区D工事の開始日は不明であるが、当該工事は昭和 50 年 3 月に竣工しており、開通は同年 3 月 10 日である。」としていることから、申立人の主張を裏付ける事情は見当たらず、既述のとおり、申立人は、同社に勤務していた時期を誤認している可能性がある。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間及びその前後の期間において、申立人及び申立人を同社に紹介したとする同僚の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立期間において同社に係る被保険者記録が確認できる者で、今回、新たに事情を聴取できた複数の者の中に、申立期間において自身が出稼ぎとして勤務していたと証言する者は確認できず、これら複数の者からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

その他に委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月から 50 年 2 月まで  
② 昭和 50 年 4 月から 52 年 9 月まで  
③ 昭和 53 年 7 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社において、申立期間②については、B社において、申立期間③については、C社（現在は、D社）において勤務していたが、それぞれ厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

それぞれの事業所において、勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、申立人が記憶している同僚の証言により、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたものと推認される。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 49 年 8 月 1 日に厚生年金保険を適用されており、申立期間①のうち、46 年 10 月から 49 年 8 月 1 日までの期間においては、適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立期間①のうち、同年 8 月 1 日から 50 年 2 月までの期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうちの一人は、「Eにより、私は、昭和 49 年 7 月 1 日にA社において登録されていることが確認できるが、それより 1、2 か月前には入社していたと思う。その時、申立人はいなかったと思うし、申立人と直接面識は無いと思う。」と述べていることから、申立人は、同社が適用事業所となった時点において勤務していなかった可能性がある。

また、当時の事業主は高齢のため事情を聴取することができず、事業主の子は、「関係書類を保管していないため、当時の状況は不明である。」と述べている上、前述の申立人が記憶している同僚を含むA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、当時の事業主及び前述の申立人が記憶している同僚は、申立期間①のうち、昭和46年10月から49年8月1日までの期間の全部又は一部において国民年金の被保険者となり、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②については、雇用保険被保険者記録により、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和59年7月1日に厚生年金保険を適用されており、申立期間②においては、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社は、「賃金台帳等は保管しておらず、申立期間に係る保険料を控除していたかどうかについては不明である。」と回答している上、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和59年7月1日に取得している者で、申立期間②において同社に係る雇用保険被保険者記録が確認できる者に事情を聴取しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、当時の事業主及び申立期間②において同社に係る雇用保険被保険者記録が確認できる複数の者が、当該期間において国民年金の被保険者となり、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③については、雇用保険被保険者記録により、申立人が当該期間を含む、昭和53年7月1日から59年5月31日までの期間においてC社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は、昭和54年8月1日に厚生年金保険を適用されており、申立期間③においては、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社は、「当社は、昭和54年8月1日に厚生年金保険の適用を受けており、適用を受ける前の状況については給与台帳等もなく不明である。」としている上、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和54年8月1日に取得している者で、申立期間③の全部又は一部において同社に係る雇用保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、当時の事業主及び申立期間③の全部又は一部において同社に係る雇用保険被保険者記録が確認できる複数の者が、当該期間において国民年金の被保険者となり、国民年金保険料を納付又は免除申請していることが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。